平成２６年（フ）第３４９号
堺市中区陶器北1826番地　㈱創新内
債務者　京塚　成規
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
岡山県美作市安蘇544番地
債務者　青山　修治
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１１９号
沖縄県浦添市西原５丁目47番17―201号　ホワイトハウス
債務者　宮城　明美
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８９号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野784番地
債務者　福井　一夫
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６号
和歌山県有田市初島町浜1608番地９
債務者　平田　高博
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２５号
和歌山市木ノ本1450番地の97
債務者　東　　雅崇
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６９４号
大阪府八尾市長池町５―21―１ファミーユ長池Ｂ棟101号、住民票上の住所大阪府羽曳野市野205番地の197
債務者　鈴木　清治
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５９号
大阪市東淀川区豊里１丁目９番16―409号
債務者　浦野　芳徳
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３４号
大阪府大東市大野２丁目７番11号
債務者　外内　正治
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５３号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―321号
債務者　熊谷　龍美
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９１号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目７番16号
債務者　猪飼孝一郎
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１４号
大阪市住吉区上住吉２丁目２番28号カネジョウハイツ101号
債務者　原　　招幸（旧姓羽根）
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７８号
大阪市浪速区浪速東３丁目２番14―805号
債務者　濵田　和裕
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８７号
大阪府高槻市宮之川原２丁目８番25号
債務者　髙木登代子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８８号
大阪府高槻市宮之川原２丁目８番25号
債務者　高木　真琴
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０３７号
大阪市西区西本町２丁目５番23―1003号
債務者　河嶋眞砂子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３０号
北海道北斗市追分１丁目35番地の８―202号
債務者　立花　利夫
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１４８号
函館市陣川町91番４号　医療法人函館友愛会介護保険施設響の杜、住民票上の住所函館市神山３丁目18番13号
債務者　本間　マサ
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
函館地方裁判所